



銀泉保険サービスニュース

【第2号】 自然災害シリーズ 地震

銀泉株式会社

～損害保険事故対応の関連知識・事故例等をニュースでお知らせします～
銀泉保険サービスニュース第2号は「地震」をテーマとしてお伝えします

平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）の発生から10年目を迎えますが、本年2月にも東北地方太平洋沖地震の余震と考えられる福島県沖地震が発生して宮城県・福島県で震度6強を観測しています。この10年でも、平成26年6月熊本地震、平成30年6月大阪北部地震、9月北海道胆振東部地震が発生し、各地に大きな地震被害をもたらしています。本ニュースでは「地震の基礎知識」「地震保険制度」ならびに「過去の地震災害例」について、公表資料等から取りまとめたご案内いたします。

基礎知識

地震の基礎知識

■地震発生のメカニズム

地球表面は十数枚の巨大な板状のプレート（岩盤）で覆われており、それぞれが別の方向に移動しています。各プレートの境界付近の地下の岩盤には、プレート運動による大きな力がかかり、エネルギーがひずみとして蓄えられて、ひずみにより岩盤が破壊されることによって地震が発生します。

プレート境界の地震

海と陸のプレートの間で断層運動が生じて、陸側のプレートが、急激に跳ね上がり地震が発生します。海溝型地震、プレート間地震とも呼ばれ巨大地震となり津波を伴うこともあります。

陸域の浅い地震

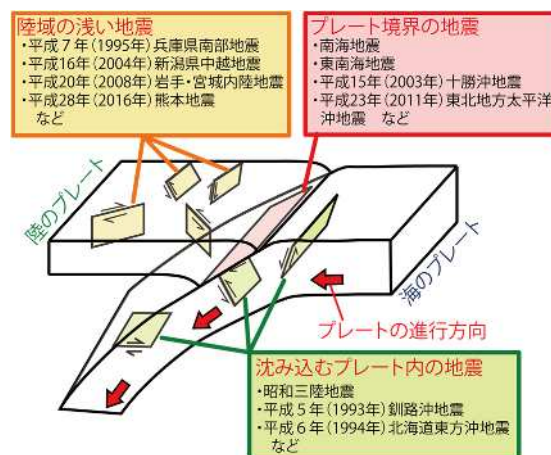
プレート運動に伴う間接的な力によって、陸のプレート内にひずみが蓄えられ、そのひずみを解消するために深さ20km程度までの地下で断層運動が生じて地震が発生します。陸のプレート内で断層運動が生じると、地表付近にまでずれ（断層）が現れます。

沈み込むプレート内の地震

プレート内部に蓄積されたひずみにより、海のプレートを構成する岩盤中で断層運動が生じて地震が発生することがあります。海洋プレート内地震とも言われています。

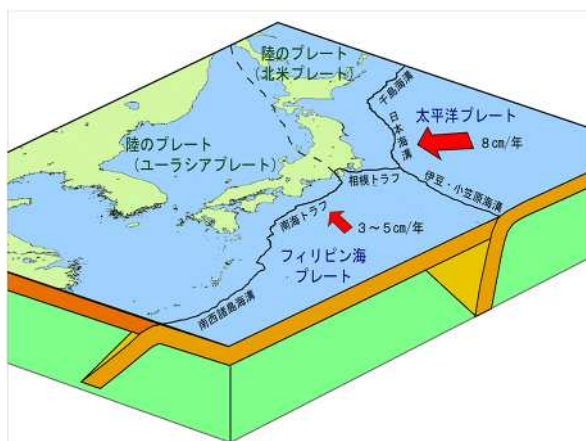
下図は海のプレートが陸のプレートの下に引きずり込まれひずみが蓄えられて地震が発生する状況を表しています

気象庁HP：地震発生のしくみ 参照1）図：日本付近で発生する地震



■日本と地震

気象庁HP：地震発生のしくみ 図：日本付近のプレートの模式図



日本列島の太平洋側には、日本海溝、相模トラフ、駿河トラフ、南海トラフなどの深い溝状の海底地形が見られます。これらはプレートの境界にあたり、海のプレート（太平洋プレート、フィリピン海プレート）が、陸のプレート（北米プレート、ユーラシアプレート）の下に沈み込んでいます。日本列島は、北米プレートとユーラシアプレートの上に位置し、両プレートは境界で収束しています。太平洋プレートは東南東の方向から年間8cmの速さで、日本海溝などから陸のプレート下に沈み込み、フィリピン海プレートは、ほぼ南東の方向から年間3～5cmの速さで南海トラフなどから陸のプレート下に沈み込んでいます。海のプレートが陸のプレートの下側に沈み込む運動や、陸のプレート間の衝突により、プレート境界やその周辺の岩盤に巨大なひずみが蓄積されるために、日本では非常に多くの地震が起こります。

■震度とマグニチュード

震度とは

ある地点でどれくらい揺れたかを示すのが「震度」です。地震が発生すると、地震の波は地中を四方八方に伝わりますが、その波の伝わり方は、震源からの距離や地盤の状況などにより異なるため、場所により揺れの大きさが異なります。この揺れの大きさを地震計で計測し、それぞれの場所の震度を決めています。気象庁の震度階級は「震度0」「震度1」「震度2」「震度3」「震度4」「震度5弱」「震度5強」「震度6弱」「震度6強」「震度7」の10階級に分かれています。

マグニチュードとは

マグニチュード(M)は地震の規模を表す値で、震源域で生じた断層運動の大きさを表しています。地震の規模は、地下でずれた断層面の大きさとずれの量によって決まりますが、マグニチュードは地震波のエネルギーを地震計の最大振幅などから割り出して算出しています。マグニチュードの大きい地震では、断層運動が起きた際に、断層面から放出される地震のエネルギーは、マグニチュードが1大きいと約30倍になります。さらに、マグニチュードが2大きいと約1000倍のエネルギーの違いになり、M8の地震のエネルギーはM6の地震の1000個分にあたることになります。

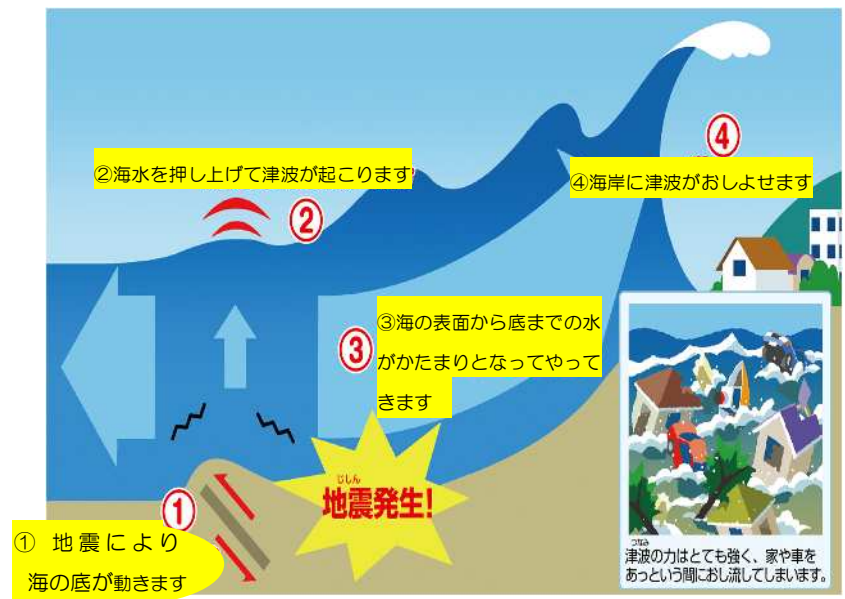
※モーメントマグニチュード(M_w)は地震モーメント(M_o) (ずれの動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)を物理的に正確に表す値ですが、地震波全体を使った複雑な計算が必要なため、地震直後に発表される気象庁が地震計の最大震度などから算定したマグニチュード(M)とは異なる場合があります。

■地震に伴う現象

■津波

海域で規模の大きな地震が発生すると海底には大きな地殻変動が生じます。その地殻変動に伴って真上の海水が盛り上がりたり沈降したりします。この海水の変動が津波になります。津波は海底火山の噴火、海底の地滑り、海岸付近での大規模な崩壊などによっても生じます。津波には陸地に近づき水深が浅くなると速度が遅くなり波高が急激に高くなるという性質があります。速度が、遅くなるといっても陸地付近の水深約10mの場所では時速40km近くになります。波高は地震の規模と水深だけではなく、海底地形や海岸線の形に大きく影響を受け、海や岬の形状などによってさらに波高が高くなる場合があります。

気象庁HP：津波発生と伝播のしくみ 参照2)



■液状化現象

低地や埋立地などの地盤には、水分(間隙水)がたくさん含まれています。普段は砂粒同士が支えあいその間を水が満たしている状態で安定していますが、地震により激しい振動が加えられると、砂粒の支えあいが崩れ砂粒の間にある水の圧力が高まり、地盤が泥水のような状態になります。液状化した地盤の上に亀裂や弱い部分があると圧力に耐え切れず、そこから泥水が地表に噴き出たりします。地盤の液状化が起これば、地盤の沈下、地中のタンクやマンホールの浮き上がり、建築物の傾き・転倒などの被害が発生します。

■長周期地震動

大きな地震では、揺れが一往復するのにかかる時間(周期)が長い大きな揺れ「長周期地震動」が発生します。この長周期地震動によって、高層ビルなどが長い時間大きく揺れ続けることで、室内の家具や什器の転倒、内装や防火扉の破損、エレベータの故障による閉じ込め等が発生します。長周期地震動は、遠くまで伝わりやすい性質があり、地震が発生した場所から数百km離れたところでも大きく揺れることがあります。

東北地方太平洋沖地震では、震源から700km離れた大阪市の高層ビルで、長周期地震動による被害(内装材や防火扉の破損等)が発生しています。

■土砂災害

大きな地震が発生し、起伏のある地形に強い地震動が作用すると、斜面崩壊や土石流が発生することがあります。地震による揺れは、斜面を不安定にするように作用し、大雨によって引き起こされるよりも広い範囲で斜面崩壊が発生することがあります。平成16年新潟県中越地震、平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震などにおいても多数の斜面崩壊が発生して道路が寸断され、中山間部の被災者が孤立するなど救助活動に支障が生じました。また、崩壊した土砂が河川に流れ込み、川の流れをせき止める河道閉塞（かどうそくせん）という現象が生じることもあります。

■大地震後の地震活動（余震等）

大地震の震源域周辺では力のつりあいが不安定になり、その解消のため地震が引き続き発生します。これを余震といいます。地震、余震のパターンには次のような型があります。

【本震－余震型】

最初に発生した一番大きな地震（本震）に引き続いて規模の小さい地震（余震）が発生するパターンで、最も多くみられます

【前震－本震－余震型】

本震－余震型の地震活動に先行して本震よりも規模の小さな地震（前震）が発生します

【群発的な地震活動型】

一連の活動の中で抜きん出て規模の大きな地震がなく、地震が活発になったり穏やかになったりしながら一定期間続きます

平成7年兵庫県南部地震の余震活動は25年以上経った現在も続いており、震度1以上の余震が月1回程度発生しています。また、平成3年2月の福島県沖地震は、10年前の東北地方太平洋沖地震の余震と考えられています。

ポイント

地震保険(家計分野)について

地震保険（家計分野）の仕組みや損害認定の方法について「日本地震再保険株式会社」のホームページから資料を抜粋してご紹介します。「日本地震再保険株式会社」は、地震保険に関して政府、損害保険会社との再保険手続きを行い、保険料の管理・運用を行う日本で唯一の地震保険専門の再保険会社です。なお、ご案内する地震保険（家計分野）は、居住の用に供する建物またはそれに収容される家財等の生活用動産を対象として、火災保険にセットして契約する地震保険をいいます。企業が工場などを対象に契約する地震保険（地震危険補償特約など）とは異なりますのでご注意ください。

出典：日本地震再保険株式会社HP 参照3) <https://nihonjishin.co.jp/>

■地震保険について

地震災害は、発生がきわめて不規則で大地震の場合は甚大な被害になることから、保険制度としては成り立ち難いとされていましたが、保険制度について研究、論議が繰り返され、1964年6月新潟地震を契機に「地震保険に関する法律」が制定され、1966年6月に家計地震保険制度が発足しました。

地震リスクの特性

- 地震はその発生頻度や大きさを統計的に把握することが困難（「大数の法則」に乗りにくい。）
- 損害が時に異常巨大なものとなる可能性がある

民間の損害保険会社のみでの地震保険の提供は困難

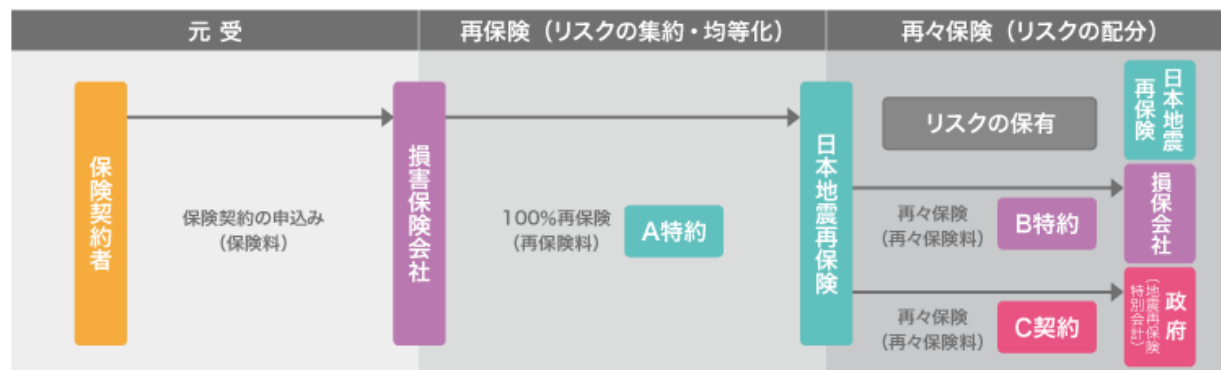
政府の関与が必要不可欠

- ✓ 政府の関与により、民間の企業ベースを超える超長期の収支均衡による制度設計が可能に
- ✓ 地震保険料には民間の損害保険会社の利潤が織り込まれておらず（ノーロス・ノープロフィット原則）低廉な保険料を実現

政府再保険を通じて、地震保険を安定的に提供

■地震再保険スキーム

家計地震保険制度は、巨大地震等が発生した場合の保険金支払いに備えるため、保険会社が引受けた地震保険を、再保険によって政府が保険責任を分担するという「官民一体」の制度です。この制度の取り決めを定めたものが「地震再保険スキーム」です。この「地震再保険スキーム」のキーとなるのが日本地震再保険株式会社で、同社は保険会社が引受けた保険契約の全責任を再保険により引受け、保険会社および政府に対し各々の限度額に応じ再々保険し残余を保有しています。



地震保険制度においては、1回の地震等により支払われる保険金に保険金総支払限度額が定められています。この限度額は関東大震災規模の地震が再来した場合においても支障がないように設定されており現在は1兆7000億円で、見直しも行われます。



■地震保険の損害認定

大規模な地震が発生すると、広域にわたって一時に損害が大量に発生します。これら多くの被害物件について、できるだけ短時間にかつ被保険者相互間の公平を保ちつつ円滑に損害認定するために、損害認定を細分化せず、全損・大半損・小半損・一部損という4つの損害区分によって損害認定が行われます。

建物の場合は主要構造部の損害額と建物時価の割合等で、家財の場合は損害額と時価の割合でこの区分に当てはめて保険金を算出します。

「全損」「大半損」「小半損」「一部損」に該当するのは右の表のとおりです。

損害程度	建物		家財
	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積（一部損は床上浸水等）	家財の損害額
全損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	家財の時価の80%以上
大半損	建物の時価の40%以上50%未満	建物の延床面積の50%以上70%未満	家財の時価の60%以上80%未満
小半損	建物の時価の20%以上40%未満	建物の延床面積の20%以上50%未満	家財の時価の30%以上60%未満
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、全損、大半損または小半損に至らない場合	家財の時価の10%以上30%未満

■建物の損害認定

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合 (%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主 要 構 造 部	軸組	①3%以下	7	8	<u>損傷柱本数</u> 全柱本数	
		②～⑧ 略	12～41	13～45		14～46
		⑨40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	<u>損傷布コンクリート長さ</u> <u>外周布コンクリート長さ</u>
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥60%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	<u>屋根の葺替え面積</u> 全屋根面積
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤60%を超える場合	10	5	3	
	外壁	①10%以下	2	2	2	<u>損傷外壁面積</u> 全外壁面積
②～⑤ 略		3～10	5～15	5～15		
⑥70%を超える場合		13	20	20		

(注1) 建物の基礎全体が1/20(約3%)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(注2) 傾斜が1/20(約3%)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(注3) 沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

地震発生時には一時に多くの被害が発生するため、統一基準を設けて処理を迅速公平に行うよう定められています。木造建物（在来軸組工法）では、建物の構造上重要な部分である軸組、基礎、屋根、外壁の4点の損害程度、物理的損傷割合に応じて認定がおこなわれます。また、非木造建物では、建物の構造耐力が建物と一体となっていることから、建物全体の沈下または傾斜、柱・外壁等の損傷程度によって認定を行います。（これらは地震保険のご契約のしおりや約款の補足事項として例示されています）

左表は、在来軸組工法の一戸建住宅建物の損害認定基準です。留意点は、被害の程度が一番低い割合①が「～%以下」で、主要構造部に被害があれば必ず①に該当する点です。具体例として、建物の屋根と外壁にそれぞれ損傷が1か所以上あれば、下記の通り合計4%となり一部損（3%以上の損害）に該当することになります。

屋根損傷（①10%以下該当）→2%、外壁損傷（①10%以下該当）→2%
合計4% → 一部損に該当

■家財（生活用動産）の損害認定

家財の損害認定においては、家財を5つの区分、①食器類、②電気器具類、③家具類、④身回品その他、⑤寝具・衣類に分類し、その区分の中で一般的に所有されていると考えられる代表品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損、大半損、小半損、一部損の認定を行います。どの代表品目についても、数や価格は関係なく、損傷があるか無いかだけを確認します。①食器類の場合には、「食器」と「調理器具」が代表品目とされ、このうち食器類では「高級ディナーセット一式が全て破損」と「茶碗1個が破損」は代表品目の損傷として損害認定上は同じ評価になります。破損した代表品目の種類が多いほど損害割合が高くなるので、損傷した品目は漏れなく申告する、被害状況を写真などで漏れなく撮影・保存しておくことが必要になります。

地震保険では統一基準による損害認定が行われることから、地震による被害が大きい場合はもとより軽微な場合でも、原則として保険会社の現場立会による損害認定が行われます。またこの場合、修理見積書や罹災証明は原則不要となります。ただし、令和3年2月福島県沖地震の損害査定においては、新型コロナウイルスによる感染対策のため、木造建物・家財について、全損の場合を除いて、「損害状況申告方式による査定」（現場立会による損害認定を行わず申告書による損害認定を行う方式）を積極的に推進することになりました。詳細についてはご加入の保険会社に確認をお願いいたします。

■過去の地震の保険金（再保険金）支払額

地震保険制度発足以降、保険金（再保険金）支払額の多かった地震は以下の通りです。

地震等	発生日	マグニチュード	支払契約件数(件)	支払再保険金(百万円)
1.平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年3月11日	9.0	821,205	1,286,152
2.平成28年熊本地震	2016年4月14日	7.3	212,316	388,308
3.大阪府北部を震源とする地震	2018年6月18日	6.1	145,664	116,217
4.平成7年兵庫県南部地震	1995年1月17日	7.3	65,427	78,346
5.平成30年北海道胆振東部地震	2018年9月6日	6.7	66,493	49,443
6.宮城県沖を震源とする地震	2011年4月7日	7.2	31,018	32,408
7.福岡県西方沖を震源とする地震	2005年3月20日	7.0	22,066	16,973
8.平成13年芸予地震	2001年3月24日	6.7	24,453	16,942
9.平成16年新潟県中越地震	2004年10月23日	6.8	12,609	14,897
10.平成19年新潟県中越沖地震	2007年7月16日	6.8	7,873	8,251

過去の地震災害例

平成23年東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

出典：気象庁HP：ホームページ＞東北地方太平洋沖震災 参照4）

2011年3月11日14時46分 牡鹿半島の東南東約130kmの三陸沖の海底、深さ約24kmを震源として発生。地震の規模を示すマグニチュードは(Mw)9.0で、大正関東地震（1923年）を上回って日本の観測史上最大で1900年以降世界で4番目に大きな超巨大地震。宮城県栗原市で観測された最大震度7は、観測史上3回目。太平洋プレートと北アメリカプレートの境界域（日本海溝付近）の海溝型地震で、震源域は岩手県沖から茨城県沖にかけて南北500km、東西200km、およそ10万平方キロの広範囲にわたりました。

この地震被害は「東日本大震災」と呼ばれ、本震の地震動とそれに伴う津波および余震は東北から関東にかけての東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。

人的被害：死者15,899人、行方不明2,527人、重軽傷者6,157人

建物被害：全壊121,992、半壊282,920、全焼・半焼297、床上浸水1,682、
床下浸水10,076、一部破損730,392、非住家被害59,193

出典：消防庁HP：平成23年東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況 令和2年12月10日緊急警備本部 参照5）

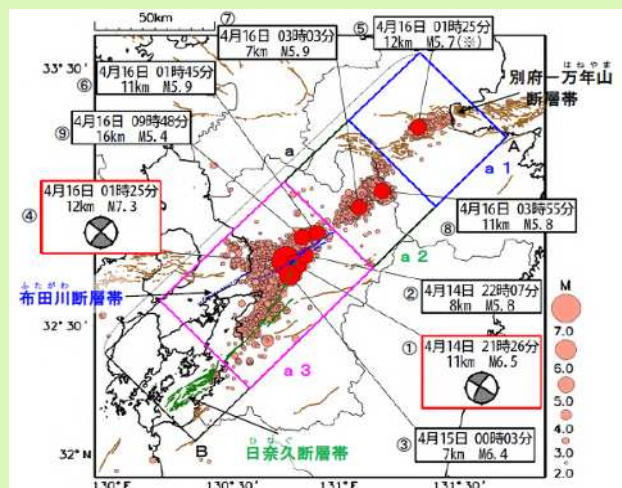
東北地方太平洋沖地震に伴う津波が、本震発生の約50分後に新北上川（追波川）を遡上し、河口から約5kmの距離にある石巻市立大川小学校を襲い、校庭にいた児童74名と校内にいた教職員10名が死亡しました。児童23人の遺族が宮城県と石巻市に対し損害賠償を求める民事訴訟をおこし、第一審の仙台地方裁判所は学校側の過失を認定して総額14億2658万円の支払いを市と県に命じました。双方が控訴した控訴審で、仙台高等裁判所は学校側が地震発生前の対策を怠ったのが惨事につながったと指摘し、一審では認めなかった学校側の防災体制の不備を認定し、一審判決より多い額の支払いを命じました。県と市は最高裁判所に上告しましたが棄却、仙台高裁の判決が確定しました。

平成28年4月熊本地震

出典：気象庁HP：ホームページ＞熊本地震 参照6）

2016年（平成28年）4月14日21時46分熊本県熊本地方を震央として、震源の深さ11kmで、マグニチュード(Mw)6.2の地震（前震）が発生し同県の益城町で震度7を観測。その28時間後4月16日1時25分に同じく熊本県熊本地方を震央とする震源の深さ12km、マグニチュード(Mw)7.0の地震（本震）が発生、西原村と益城町で震度7を観測。そのほか最大震度6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生した。一連の地震活動で震度7が2回観測されたのは初めて。日本国内の震度7の観測事例としては4例目・5例目（九州では初）。14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、16日未明の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する二つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられています。

気象庁HP：災害時報告平成28年熊本地震 参照7）図2-1-1 震央分布表



この地震による被害は次のとおり

人的被害：死者273人、重軽傷者1,809人

建物被害：全壊8,667、半壊34,719、全焼・半焼297、床上浸水114、床下浸水156、
一部破損163,500、非住家被害13,385

出典：消防庁HP：熊本県熊本地方を震源とする地震（第121報）平成31年4月12日 消防庁応急対策室 参照8）

家屋被害は建築基準法が改正された1981年以前に建築された古い木造家屋に集中しており、九州では台風対策のため重い瓦を使う住宅が多い点も被害を拡大させました。熊本地震における木造建物の建築年代別の被害状況では、建築基準法改正前後で被害状況程度に明らかな差が出ています。被害の割合：1981年以前94.9%、1981年～2000年79.6%、2000年～38.6%

平成 30 年 6 月大阪府北部地震

出典：気象庁 平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部の地震について 参照 9)

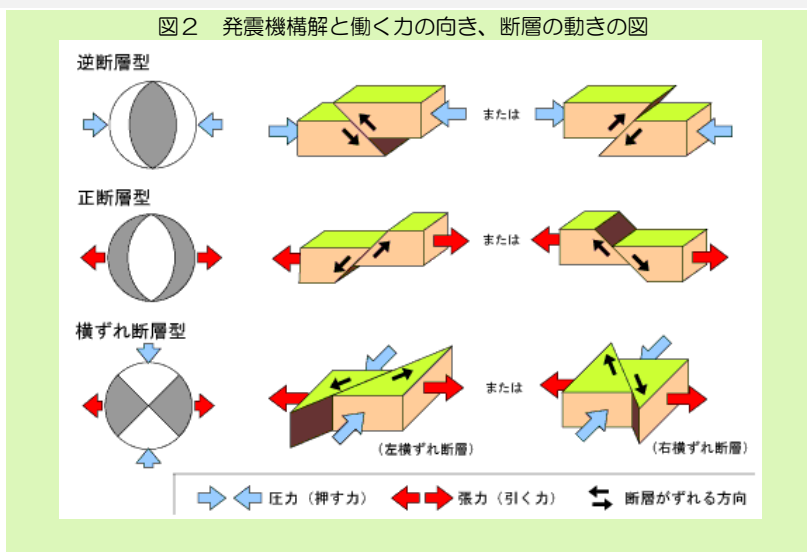
2018 年（平成 30 年）6 月 18 日 7 時 58 分大阪府北部を震源として発生。地震の規模は M6.1。震源の深さは 13km。最大震度 6 弱を大阪市北区・高槻市・枚方市・茨木市・箕面市の 5 市区で観測。発震機構および地震活動の分布から、震源断層は南北 2 つに分けられ、北側は東傾斜の逆断層、南側は南東傾斜の右横ずれ断層と推定されています。

参考情報

右図は、断層運動の種類と圧力・張力の働き方を表しています。プレート運動によるひずみに、岩盤が耐え切れなくなると、断層面を境にして岩盤が急激に破砕され地震が発生します。これを「断層運動」といい、圧力・張力の働きにより次のような型があります。

- ・逆断層型
- ・正断層型
- ・横ずれ断層型（左横ずれ断層・右横ずれ断層）

出典：気象庁HPホーム >>地震のタイプ（断層の動き方）と発震機構 参照 10)



この地震による被害は次のとおり

人的被害：死者 6 人、重軽傷者 462 人

建物被害：全壊 21、半壊 483、全焼・半焼 297、床上浸水 3、床下浸水 3、
一部破損 61,266、非住家被害 816

出典：消防庁HP：大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況（第32報）令和元年8月20日 参照 11)

この地震で、高槻市立寿栄小学校のプール沿いのブロック塀が倒れて、登校途中の小学生が下敷きになって死亡。倒壊した壁は元々の高さ 1.9 m の壁の上に目隠しでブロックが 8 段分積み上げられ、建築基準法によって定められたブロック塀の高さ基準（2.2 m 以内）を超え、高さ 1.2m 以上の場合に 3.4m 間隔で置かなければならない控壁もない状態であった。高槻市はブロック塀の瑕疵ならびに管理上の責任を認めて、謝罪のうえ賠償対応を行った。国土交通省では、一般建築物におけるブロック塀のチェックポイントを作成し、安全点検を行うように通知した。

平成 7 年兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）

出典：気象庁HP：ホームページ >兵庫県南部地震 参照 12)

兵庫県南部（震央：淡路島北部、兵庫県津名郡北淡町付近（現淡路市）震源の深さ：16km）を震源として 1995 年（平成 7 年）1 月 17 日 5 時 46 分に発生した地震。地震の規模はマグニチュード（M）7.3、モーメントマグニチュード（Mw）6.9・日本で初めて大都市直下を震源とする大地震で、気象庁の震度階級に震度 7 が導入されてから初めて最大震度 7 が記録された。地震の震源は、野島断層（六甲・淡路島断層帯の一部）付近で、地震により断層が大きく隆起して地表にも露出している。

近畿圏の広域が大きな被害を受け、特に震源に近い神戸市の市街地（東灘区、灘区、中央区（三宮・元町・ポートアイランドなど）、兵庫区、長田区、須磨区）の被害は甚大。第二次世界大戦後に発生した地震災害（自然災害）としては、東日本大震災までは最大の被害。

人的被害：死者 6,434 人、行方不明 3 人、重軽傷者 43,792 人

建物被害：住家被害（全壊 104,906、半壊 144,274、一部破損 390,506）、
公共建物・施設等 55,535 火災棟数 7,574、床上浸水 3、床下浸水 3、

出典 消防庁HP：阪神・淡路大震災について（確定報）平成 18 年 5 月 19 日 参照 13)

平成 30 年 9 月北海道胆振東部地震

出典 気象庁HP 平成 30 年 9 月 6 日 03 時 08 分頃の胆振地方中東部の地震について 参照 14)

北海道胆振東部地震は、2018 年（平成 30 年）9 月 6 日 3 時 7 分に北海道胆振地方中東部を震央として発生した地震で、地震の規模は M6.7 震源の深さは 37 km（暫定値）。最大震度は、震度階級でもっとも高い震度 7 で、北海道では初めて観測されました。この地震の発震機構は、東北東—西南西方向にかけて圧力軸を持つ**逆断層型**で、プレート内で発生した地震。余震は最初の震度 7 の地震の震源地から南北に広がっています。

1. 札幌市清田区では、谷地形に沿った宅地造成地で激しい液状化現象により、冠水・土砂の流出・道路の陥没・建物の傾斜などの被害が発生、北区・東区では地下鉄工事の際の埋め戻し土の液状化により道路の陥没が発生。また、苫小牧東港でも港湾設備に液状化による被害が発生しています。前日 9 月 5 日に台風 21 号が北海道の西側を通過しており、地下水位が上がっていたことも影響した可能性があります。
2. 地震により、道内で使用される電気の半分以上を供給していた苫東厚真火力発電所でボイラー管が破損し、3 基のうち 2 基が緊急停止し、道北・函館で停電が発生。さらに地震発生から 18 分後に残りの 1 基も停止。連鎖的に他の発電所も停止し、北海道・本州間連系設備の送電も止まったため、道内ほぼ全域約 295 万戸で停電が発生。需要と供給のバランスが崩れると周波数が変動し、異常を検知した機器が停止し、さらにバランスが大きく崩れるといった連鎖により、ブラックアウトと呼ばれる大規模広域の停電に至ったものです。
3. 厚真町を中心に、強震動によって、広い範囲で土砂崩れが発生。国土交通省によると、崩壊面積は推定約 13.4 平方キロメートルで、濃尾地震や新潟県中越地震を超え、明治以降で最大となりました。

令和 3 年 2 月福島県沖地震

出典：気象庁HP >報道発表資料 > 令和 3 年報道発表資料>令和 3 年 2 月 13 日の福島県沖の地震について—「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」について（第 89 報） 参照 15)

地震発生時刻 令和 3 年 2 月 13 日 23 時 07 分、マグニチュード 7.3（暫定値；速報値 7.1 から更新）
場所および深さ 福島県沖 深さ 55km（暫定値；速報値約 60km から更新）

震度【最大震度 6 強】宮城県の大蔵町、福島県の国見町、相馬市、新地町で最大震度 6 強を観測した他、北海道から中国地方にかけて震度 6 弱～1 を観測した。

本地震の発震メカニズムは西北西—東南東方向に圧力軸をもつ**逆断層型**であり、北米プレート（陸のプレート）に沈み込む太平洋プレート（海のプレート）内部で発生した地震で、平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震の余震と考えられています。

参考文献・出典（最終アクセス：2021.2.21）

- 1) 気象庁HP:ホームページ > 知識・解説地震発生のしくみ https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/jishin/about_eq.html
- 2) 気象庁HP:津波発生と伝播のしくみ <http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/tsunami/generation.html>
- 3) 日本地震再保険株式会社HP <https://nihonjishin.co.jp/>
- 4) 気象庁HP:ホームページ > 東北地方太平洋沖震災 http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2011_03_11_tohoku/index.html
- 5) 消防庁HP:平成23年東北地方太平洋沖地震の警察活動と被害状況 令和2年 12 月 10 日緊急警備本部
<https://www.npa.go.jp/news/other/earthquake2011/pdf/higaijokyo.pdf>
- 6) 気象庁HP:ホームページ > 熊本地震 http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/2016_04_14_kumamoto/index.html
- 7) 気象庁HP:災害時報告平成2年熊本地震 http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/saigaiji/saigaiji_2016/saigaiji_201601.pdf
- 8) 消防庁HP:熊本県熊本地方を震源とする地震(第121報)平成31年4月12日 消防庁応急対策室 https://ja.wikipedia.org/wiki/Portable_Document_Format
- 9) 気象庁:平成 30 年 6 月 18 日 07 時 58 分頃の大阪府北部の地震について <https://www.jma.go.jp/jma/press/1806/18a/kaisetsu201806181000.pdf>
- 10) 気象庁HP:各種データ・資料 > 発震機構解(精査後)>発震機構解の基礎知識>地震のタイプ(断層の動き方)と発震機構解
<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/mech/kaisetu/mechkaisetu2.html>
- 11) 消防庁HP:大阪府北部を震源とする地震による被害及び消防機関等の対応状況(第32報)令和元年8月20日 消防庁応急対策室
<https://www.fdma.go.jp/disaster/info/items/190820osakafuhokubujisinn32.pdf>
- 12) 気象庁HP:ホームページ > 兵庫県南部地震 http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/1995_01_17_hyogonambu/index.html
- 13) 消防庁HP:阪神・淡路大震災について(確定報)平成18年5月19日 <https://www.fdma.go.jp/disaster/info/assets/post1.pdf>
- 14) 気象庁HP:平成 30 年 9 月 6 日 03 時 08 分頃の胆振地方中東部の地震について <https://www.jma.go.jp/jma/press/1809/06a/kaisetsu201809060510.pdf>
- 15) 気象庁HP:気象庁について >報道発表資料 > 令和 3 年報道発表資料>令和 3 年 2 月 14 日令和3年2月 13 日 23 時 08 分頃の福島県沖の地震について—「平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震」について(第 89 報)<https://www.jma.go.jp/jma/press/2102/14a/202102140110.html>

銀泉保険サービスニュースについてのお問い合わせは、右の弊社窓口へお願いいたします。
 なお、ご契約の損害保険契約の内容については、弊社営業担当者へご確認ください。

- ・本ニュースは、マスコミ報道やホームページなどで公開されている情報に基づいて、作成しております。
- ・本ニュースは読者の方々に対して、事故や事故対応の知識向上等に役立ていただくことを目的としたものであり、事故や事故対応そのものに対する批判その他を意図しているものではありません。
- ・本ニュースの保険についての記述は、保険の一般的な内容を説明したものであり、保険契約の補償内容を確定するものではありません。

東京	大阪
東京保険サービス部	保険サービス部
☎ 03-5226-2217	☎ 06-6202-1544
☎ 03-5226-2904	☎ 06-6202-2546
各部支店	
名古屋支店	神戸支店
☎ 052-221-9603	☎ 078-335-2591
☎ 052-201-7804	☎ 078-335-1673
京都支店	姫路支店
☎ 075-213-4330	☎ 079-225-0452
☎ 075-213-4370	☎ 079-222-6439
広島支店	九州支店
☎ 082-248-2435	☎ 092-292-8765
☎ 082-248-2541	☎ 092-292-7373

【弊社概要】



設立	1954年（昭和29年）5月
資本金	3億7000万円
代表者	代表取締役社長 伊藤 雄二郎
社員数	710名（2020年3月末現在）
事業内容	損害保険代理店事業、生命保険代理店事業 ビル事業、駐車場事業、 不動産コンサルティング事業
事業所	本 社 大阪市中央区高麗橋4丁目6番12号 TEL 06-6202-2511 東京本社 東京都千代田区九段南3丁目9番15号 TEL 03-5226-2203 名古屋支店、京都支店、神戸支店、姫路支店、 広島支店、九州支店
業績（2020年3月期）	売上高 256 億円 経常利益 48 億円
グループ会社	銀泉リスクソリューションズ（資本金/1億円） 保険仲立人（ブローカー）事業 銀泉リインシュアランス 設立地：英領バミューダ レンタ・キャプティブ事業 銀泉パーキングサービス（銀泉興産）〔資本金/9000万円〕 時間貸、月極駐車場の管理運営事業、月極専集業務 大手町建物管理〔資本金/5000万円〕 ビルメンテナンス業 清達社〔資本金/5000万円〕 ビルメンテナンス業 東友〔資本金/2億円〕 ショッピング事業、ハウジング事業、ツーリスト事業、 ライフイベントサービス事業 オートシステム資本金/4000万円〕 自家用自動車運行管理業
主要株主	三井住友銀行、三井住友カード、 アサヒグループホールディングス、京阪神ビルディング、 サノヤホールディングス、日建設計、三井住友海上火災保険、 大和証券グループ本社、三井住友信託銀行、住友生命保険、 ニチハ

【損害保険代理店事業】

損害保険代理店業務において弊社は、募集人のほとんどが損保大学課程の専門コース資格を有しています。高度な専門知識に加えお客さまのニーズを的確に把握できる能力を身につけた保険専門家集団としてリスクマネジメントに対するソリューションビジネスを展開しています。
 お客さまの事業所のリスクサーベイを実施し、定性的・定量的なリスク分析・評価を行い、リスク実態に見合った必要かつ十分な補償が得られる「銀泉最適保険プログラム®」「銀泉グローバル最適保険プログラム®」をご提案いたします。

《取扱保険会社 25社》（拠点により取扱がない場合があります）
 あいおいニッセイ同和損害保険、アトラティウス信用保険、アニコム損害保険、
 アリアンツ火災海上保険、AIG損害保険、HD Global保険、
 共栄火災海上保険、コファスジャパン信用保険、ジェイアイ傷害火災保険、
 スイス損害保険、スター保険、セコム損害保険、損害保険ジャパン、
 Chubb損害保険、チューリッヒ、東京海上日動火災保険、日新火災海上保険、
 ニューインディア、日立キャピタル損害保険、現代海上火災保険、
 三井住友海上火災保険、明治安田損害保険、ユーラーヘルメス信用保険、
 楽天損害保険、ロイズ・ジャパン

【生命保険代理店事業】

生命保険代理店業務において弊社は、ファイナンシャル・プランナーの有資格者が大半を占めており、高い専門性と先見性でライフプランニングや資産運用等のファイナンシャル・コンサルティングを行います。

《取扱保険会社 25社》
 アクサ生命、アフラック、エヌエヌ生命、FWD富士生命、オリックス生命、
 ジブラルタ生命、住友生命、ソニー生命、SOMPOひまわり生命、大樹生命、
 第一生命、大同生命、チューリッヒ生命、東京海上日動あんしん生命、
 ニッセイ・ウェルス生命、日本生命、ネオファースト生命、はなさく生命、
 富国生命、P&G生命、マニライフ生命、三井住友海上あいおい生命、
 明治安田生命、メットライフ生命、メディケア生命

【ビル事業、駐車場事業、不動産コンサルティング事業】

弊社は、オフィスビルを主体に約40棟の賃貸ビルを保有、首都圏・関西圏を中心に駐車場「GSパーク」を約1,000ヶ所（約20,000台）展開するとともに、不動産の有効活用など、きめ細やかなコンサルティングを通じて、お客さまから高い評価をいただいております。弊社のフロスタッフは、お客さまの不動産戦略に確かな価値をお約束いたします。

2021年2月現在